

令和 7 年 9 月
環境エネルギー部みどり自然課

狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の概要について

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第 12 条第 2 項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）】

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
 - 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
 - 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画（山形県第 13 次鳥獣保護管理事業計画より抜粋）

年度	鳥獣保護区の 指定面積の移動						狩猟鳥獣捕獲禁止区域						備 考
	名称	所在地	変更区分	移動前の面積	移動面積	移動後の面積	番号	名称	所在地	指定面積	指定期間		
R4	神室	(新庄市 金山町 最上町) 新庄市 金山町	区域縮小 指定振替	9,384	-5,382	4,002	4	神室	最上町	5,382	R4.11.1から R14.10.31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
	屋敷平	最上町	満了 指定振替	1,809	-1,809	0	5	屋敷平	最上町	1,809			
R6	愛宕山	山形市	満了 指定振替	536	-536	0	6	愛宕山	山形市	536	R6.11.1から R16.10.31まで	10年	
	小国	小国町	区域縮小 指定振替	(2,455) 2,458	-2,312	146	7	小国	小国町	1,182			
R7	東根	白鷹町	満了 指定振替	1,610	-1,610	0	8	東根	白鷹町	1,610	R7.11.1から R17.10.31まで	10年	
合計	5 箇所			(15,791) 15,794	-11,649	4,148		5 箇所		10,519			

東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書（新設）

1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称
東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで（10年間）

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的

東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、昭和24年から東根鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマも大量出没、ニホンジカの県内流入等により、積雪期を除いては農林業被害や人的被害への対応が常に必要な状況となっている。

今回、東根鳥獣保護区は期間満了をもって廃止とし、新たにイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの狩猟の制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、農林業等の被害軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものである。

(2) 管理方針

ア 鳥獣保護管理員等による定期的な巡視等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 利用者等の人身被害の発生や、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置

白鷹町の南東部に位置し南陽市と長井市に隣接しており、最上川と鷹戸屋山に挟まれた区域である。

イ 地形、地質等

標高200メートルから800メートルの低山地帯。

ウ 植物相の概要

スギ、マツ等の針葉樹林が多いが、コナラ、ミズナラ等の広葉樹林も見られる。

エ 動物相の概要

多くの沢が入り組んでいるため、鳥獣の生息数も多く、特に鳥類やニホンカモシカの良い生息地となっていたが、近年、イノシシやツキノワグマが周辺の耕作地に出没する。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

①当該地域の加害鳥獣及び被害作物・樹木名等

種名	主な被害作物・樹木名等
ツキノワグマ	りんご、もも、ぶどう、デントコーン
イノシシ	水稲、飼料作物
ハシボソガラス	りんご、西洋梨
ハシブトガラス	りんご、西洋梨

②白鷹町の年度別第2種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整を目的とする捕獲許可

種名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
ツキノワグマ	2	2	2	6
イノシシ	0	0	0	0

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 12本 (0本)

※ () 内の数値は既設の本数

6 参考事項

なし

別表1 東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	1,610 ha	1,610 ha
林野	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	1,427 ha	1,427 ha
農耕地	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	130 ha	130 ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	53 ha	53 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 国有林	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 林野庁所管	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 制限林	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 保安林	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 普通林	ha	ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体育地	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	5 ha	5 ha
— 都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 市町村有地等	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	5 ha	5 ha
— 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	1,605 ha	1,605 ha
— 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	305 ha	305 ha
— 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	292 ha	292 ha
— 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	13 ha	13 ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	1,122 ha	1,122 ha
— その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	178 ha	178 ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	1,610 ha	1,610 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 特別地域									
— 普通地域									
自然公園法による地域	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha
— 特別保護地区		0			0				
— 特別地域		0			0				
— 普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類**東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域**

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
キジ目	キジ科	○ ヤマドリ	—	NT	留鳥
		キジ	—	—	留鳥
ハト目	ハト科	キジバト	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	—	NT	夏鳥
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	—	EN	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	—	—	留鳥
		アカゲラ	—	—	留鳥
		アオゲラ	—	—	留鳥
スズメ目	カラス科	○ ハシボツガラス	—	—	留鳥
		ハシブトガラス	—	—	留鳥
スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	NT	冬鳥
		シジュウカラ科	コガラ	—	—
	○ ヤマガラ	—	—	—	留鳥
		ヒガラ	—	—	留鳥
		シジュウカラ	—	—	留鳥
	ヒバリ科	ヒバリ	—	VU	留鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	—	留鳥
	ウグイス科	ウグイス	—	—	留鳥
	ヒタキ科	キビタキ	—	—	夏鳥
	スズメ科	○ スズメ	—	—	留鳥
	セキレイ科	キセキレイ	—	—	留鳥
ホオジロ科	ホオジロ	—	—	留鳥	
合計	7目	15科	22種		

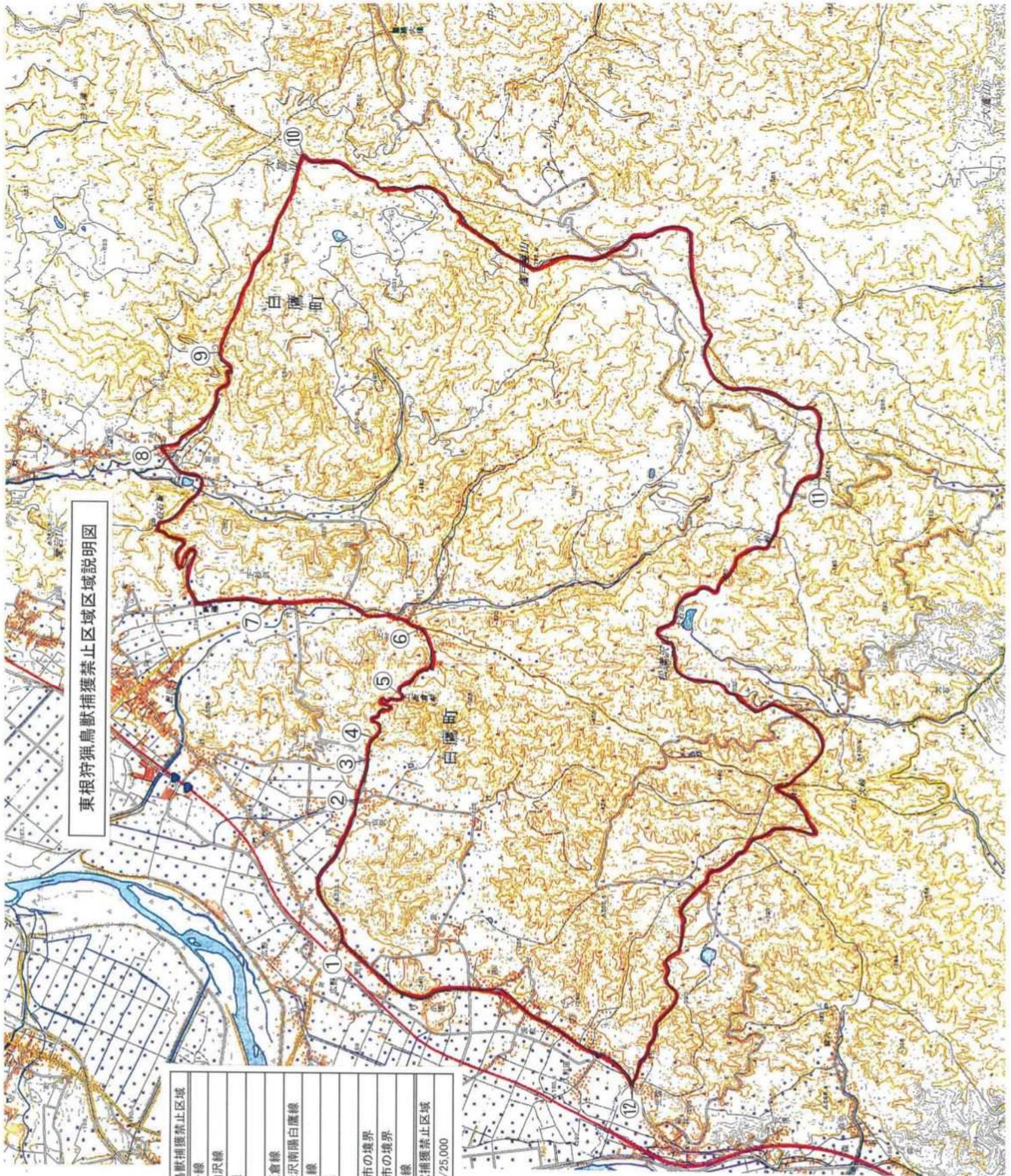
(別表3)

獣類

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	—	
		○ ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	ホンドテン	—	—	
ウシ目	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	国際希少	—	
	イノシシ科	○ ニホンイノシシ	—	—	
	シカ科	○ ニホンジカ	—	—	
	ウシ科	ニホンカモシカ	特別天然記念物	—	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
合計	3目	7科	8種		

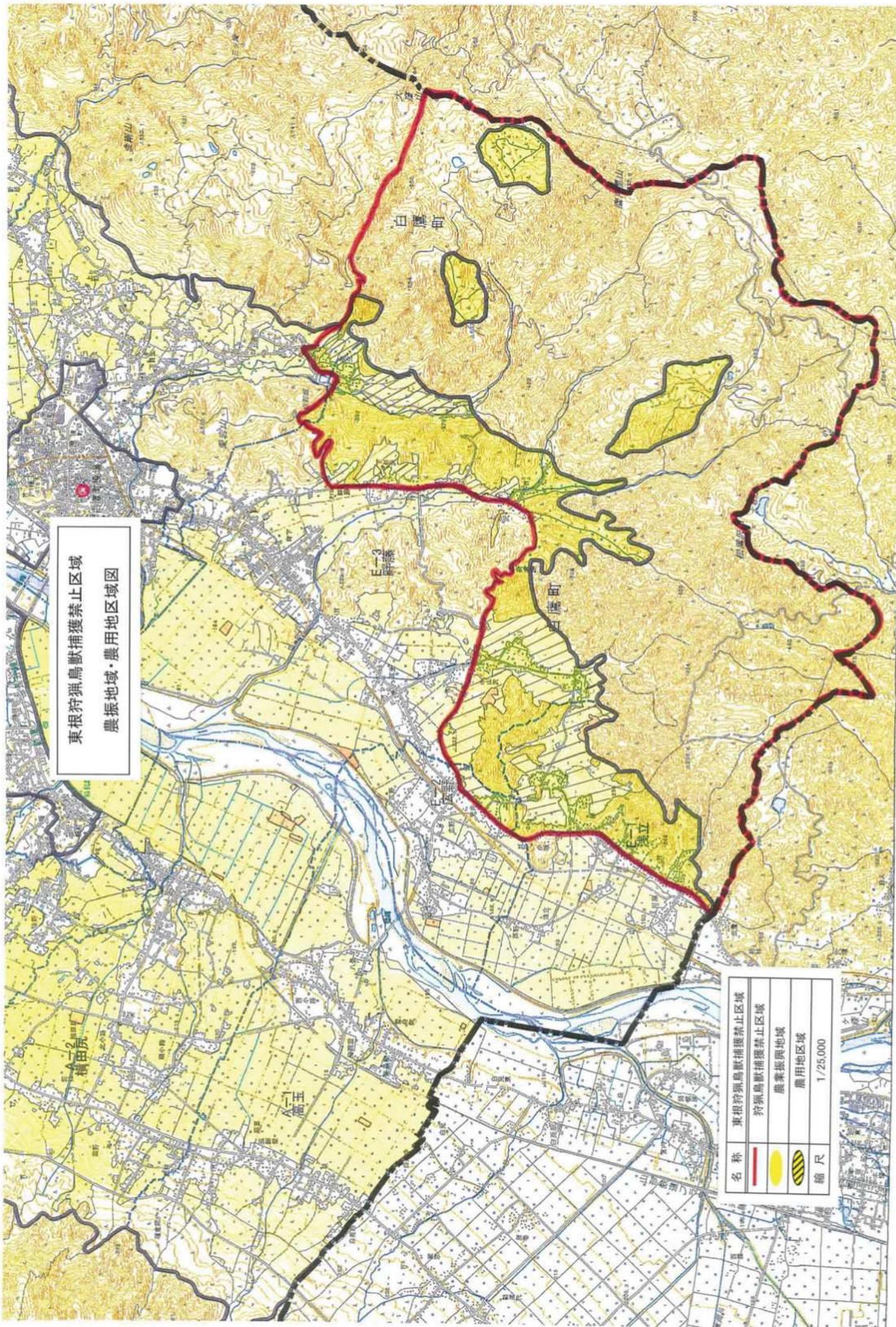
(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。



東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図

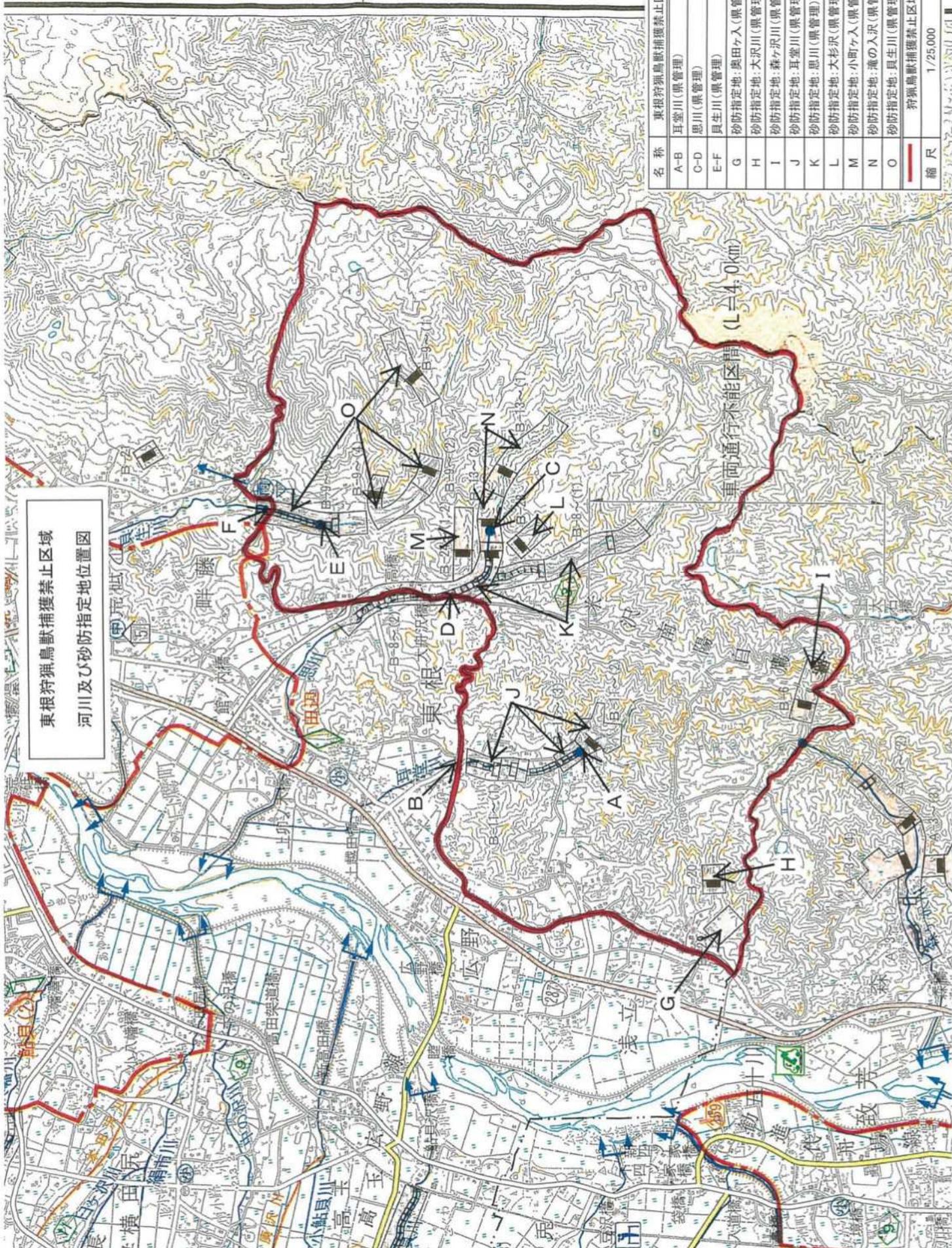
名称	東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
①-②	町道小峠代一線
②-③	町道杉沢小山沢線
③-④	町道仙香山線
④-⑤	上坂倉峠
⑤-⑥	町道上杉沢板倉線
⑥-⑦	主要地方道米沢南陽白鷹線
⑦-⑧	町道十王杉沢線
⑧-⑨	林道朝日沢線
⑨-⑩	朝日沢
⑩-⑪	白鷹町と南陽市の境界
⑪-⑫	白鷹町と長井市の境界
⑫-①	町道荒砥浅立線
—	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
縮尺	1/25,000



東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
農振地域・農用地区区域図

名称	東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	農業振興地域
	農用地区区域
縮尺	1/25,000

1:25,000



東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
河川及び砂防指定地位位置図

名称	東根狩猟鳥獣捕獲禁止区域
A-B	耳堂川(県管理)
C-D	思川(県管理)
E-F	員生川(県管理)
G	砂防指定地: 奥田ヶ入(県管理)
H	砂防指定地: 大沢川(県管理)
I	砂防指定地: 森ヶ沢川(県管理)
J	砂防指定地: 耳堂川(県管理)
K	砂防指定地: 思川(県管理)
L	砂防指定地: 大杉沢(県管理)
M	砂防指定地: 小町ヶ入(県管理)
N	砂防指定地: 湊の入沢(県管理)
O	砂防指定地: 員生川(県管理)
	
縮尺	1/25,000

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(鳥獣保護管理事業計画)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
 - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
 - 三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項
 - 四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項
 - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
 - 六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項
 - 七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項
 - 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

- 第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。
- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
 - 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
 - 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。
- 3 前二項の場合において、第一項第二号に掲げる制限をするために必要があると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、当該対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。
- 4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。
- 5 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定による制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。
- 6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。